

購読の申し込みは  
**日本医労連へ**  
購読料 年間1,500円(送料込)  
(組合員の購読料は組合費に含む)  
送金口座 中央労金荒川支店(普通預金)1123296  
郵便振替 00160-6-84866  
ホームページ <http://www.irouren.or.jp/>  
電子メール [n-ask@irouren.or.jp](mailto:n-ask@irouren.or.jp)

# 医療労働者

医療・介護・福祉労働者の生活と権利、国民の命と健康を守る

第1834号 2024年9月12日  
編集・発行  
日本医療労働組合連合会  
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5  
日本医療労働会館3階 TEL03(3875)5871  
発行 毎月2・4木曜日

(昭和36年9月15日)  
第三種郵便物認可

## 署名しっかり集めよう！ 「署名のちから」改訂版完成

署名の取り組みは「大変」「難しい」と感じる人もいられませんが、「署名」には大きなちからがあります。医療・介護労働者が働き続けられる職場は、安全・安心な医療・介護の実現と表裏一体です。あなたの一歩が医療・介護を向上させ、社会を豊かにする一歩になります。署名の意義や効果をみんなで確認し、署名に取り組んでいきましょう。

### そもそも、請願署名って…？

「請願」とは、私たちが国に要望や意見を述べることができる国民の権利(憲法第16条)です。国は国民の「請願」を誠実に受ける義務があります。

### じゃあ、署名の持つちからって…？

#### ① 知らせるちから

署名は宣伝行動そのものです。宣伝が広がれば世論が高まり、社会問題として政治的解決が求められるようになります。また、職場での労働組合の「見える化」にもなります。

#### ② 数のちから

署名の数＝国民の声の数。多ければ多いほど国に対して力を発揮します。年齢制限もなく、日本在住であれば外国の方でも可能ですので、周りの人みんなにお願いできます。

#### ③ 楽しむちから

国民にとって医療や介護は身近な問題です。街頭で取り組んでいるとエールをもらうことも！様々な企画やアピールグッズを準備するなど、取り組み方は無限大です。

### 集まった署名はどうなるの…？

署名は紹介議員により国会に提出されます。その後、内容にあわせた委員会で採択か否かを審議し、委員会で採択されると本会議に諮られます。

採択された請願が、内閣において措置することが適当とされると、その採択請願の処理経過が毎年おおむね2回、内閣から議院に報告されることになります。

だから、私たちは請願が採択されるまで、何度も署名に取り組みます。

### 今までの取り組みの成果は…？(※一部抜粋)

- 1992年 3年間で540万筆。自治体決議1500議会、賛同議員275人。  
→「看護婦確保法」制定。診療報酬アップで看護師初任給も大幅アップ
- 2007年 150万筆の署名、紹介議員153人、自治体決議880議会を集約し、参議院全会一致で採択  
→医師養成数の増加(2008)、介護職員処遇改善交付金の実施(2009)、「5局長通知」発出(2011)、「6局長通知」発出(2013)
- 2016年 3年間で127万筆の署名、紹介・賛同議員113人、自治体決議305議会  
→介護報酬を臨時でプラス改定し、介護職員処遇改善加算を上乗せ(2017)
- 2022年 ケア労働者の処遇改善事業を実施
- 2024年 報酬改定にペア評価料・新処遇改善加算が新設

### 署名が集まれば働き方がかわる…？

一度、私たちの請願署名が採択されれば、政府は実行しなければなりません。政府は医療・介護をはじめとした社会保障費を切り下げる姿勢を強めています。署名のちからで、安全・安心の医療・介護を実現しましょう。

※どこで、どのように集めるかのコツは、  
医労連ホームページのからご覧いただけます⇒



宮城



宮城県医労連は、8月24日の定期大会終了後、キャラバンスタート行動として、署名の街頭宣伝を実施。30分の行動で100筆近い署名を集めることができました。



北海道

北海道医労連は、9月7日の定期大会1日目終了後にキャラバンスタート行動と位置付けて学習会を実施。元日本医労連中央執行委員長の田中千恵子さんを講師に「署名の効果と医療労働組合の役割」について学びました。



富山

富山県医労連は、9月7日の定期大会終了後に、富山駅前にて署名宣伝を行いました。15人の参加で30分の行動に取り組み、その場での署名集約に合わせて、返信封筒付き署名用紙を約50枚配布しました。



本部

日本医労連本部は、9月9日に医療労働会館近くで大幅増員・夜勤改善署名の宣伝行動に取り組みました。

# 「いのちまもるキャラバン行動」元気にスタート

## 脈路

5月1日は全国的にはメーデーであるが、水俣市では、水俣病公式確認の日であり、慰霊の日となる▼この日、慰霊式や被害者団体と懇談するために、環境省伊藤大臣が水俣を訪れていた。事件は被害者との懇談中におきた。被害者が被害を訴える中、あろうことか、マイクのスイッチを切り、発言をやめさせたのだ。これに抗議の声が広がり、マスコミでも連日報道され、環境省は釈明に追われた。伊藤大臣は、再度水俣を訪れ謝罪、再懇談も行われた▼ノーマア・ミナマタ第2次熊本訴訟弁護団長の園田弁護士は、「マイク切りは、水俣被害者切りだ」と非難した。その訴訟は、大きな山場を迎えている▼近畿訴訟では昨年9月原告全員を水俣病と認め、画期的な勝利判決となった。しかし、熊本訴訟では3月、1陣2陣原告全員の訴えを棄却するという、近畿とは真逆の判決となった。しかも、一部原告の罹患を認めたものの除斥期間が過ぎたとして切り捨てたのだ。新潟では4月、一部原告を水俣病と認めたものの国の加害責任は認めなかった。除斥期間については「正義公平の理念に反する」として適用しなかった▼提訴から10年。原告は250人以上が亡くなり原告に時間はない▼秋にも総選挙が行われる。「マイク切り」は、「国民切り」でもある。国民を誰も切り捨てない政治を取り戻したい。

# 神奈川県医労連に聞く

## 労働相談からつながる組合結成

神奈川県医労連は、23年度に「あおぞら労組」「SYT労組」「徳洲会・湘南大磯病院労組」「ふれあい平塚ホスピタル労組」「社会福祉法人同愛会労組」の5つの新組合を結成しています。今回は労働相談をきっかけに新組合結成を進めている神奈川県医労連の柏木哲哉書記長にお話を伺いました。

労働相談を受けるうえで  
気をつけてほしいこと

県医労連に寄せられる労働相談は、直接電話がかかってくることもあれば、HPからの問い合わせ・県労連からの紹介など様々なものがあります。

電話対応は30分以内を目途として「そのお悩みについて、どう解決したいと考えていますか」というスタンスで話を聞かれています。「組合ならできますよ、やってもらえますよ」

すよね。ネットに書いてありましたが「と言われることもありますが、これらにはYESとは言いません。また、すでに辞めてしまった職場に対する問題は取り扱えないと伝えられています。」

電話やメールの次は、必ず事務所に来てください。基本は複数で話を聞きます。雇用契約書、就業規則、その他見せたい書類など可能であれば持参してもらい、もう一度一から話してもらい、聞き役に徹します。何が問題なのか、そ



神奈川県医労連 柏木哲哉書記長

の問題に対してどうしたいのかを意識します。寄り添う気持ちは大事ですが、期待させる言葉はNGです。「任せてください」「それは絶対にパワハラです」「未払い確定です」などと断定はしません。

また話を聞くうえで、言葉遣いや思い込みで勝手に判断しないことも心がけています。

個人の問題を職場全体の問題として捉えてもらう。相談者は自身に起きたトラブルを解決したいという思いが強いですが、その問題の根本を個人で解決させるのは難しいです。集団化して組織対応の構造を作る必要があります。職場全体の問題として捉えることを促し、「労働組合を作ることを前提に、職場で頼れる仲間を誘ってもらって今日の話を進めます。『実は職場の仲良い数人と相談した上で来ました』「組合を作りたいけどどうしたらいいかわからなかった」などと打ち明けられることもあります。当然このようなケースは

訪問介護・ケアスタッフユニオンこみゆにてい  
2017年5月に結成。介護保険制度の改善、介護職同士の繋がりを広げるには、社会保障改善運動に取り組む医労連に結集することが必要であると、会社代表取締役自らが職員に呼びかけ、職員がそれに応えたことをきっかけに労働組合を結成。

かりではありません。結成まであと一歩のところまで決断できないケースや、結成を諦めてみんな退職したケースもありました。

労働組合の結成をきっかけに「うちは組合ができたからこれからは署名活動をやるし、医労連の運動にも結集する」と、職場全体が巻き込まれ変化していきました。これは労働相談にも通じることで、相談者が働いている職場にも同じような悩みや抱え、何とかしたいという思いを持っている人がいて、組合を作ること職場内に科学的反応を起させるんじゃないかと考えるようになりました。

「組合」をイメージし、結成の決意をかためてもらおう  
2回目の相談時には、職場の仲間を連れてきてもらいます。匿名で且つ、医労連の方で交渉してもらえませんかという方もいますが、「自分では隠れて物事を誰かに頼って変えることなどできません」ときっぱり伝えていきます。相談者にとっては、組合を作ろうという話は寝耳に水。助けてほしいと求めているので、大抵の場合は困惑します。しかし、

世の中には必殺仕事人も仮面ライダーもいません。自分の職場は自分たちで何とかするしかありません。「あなたと同じことで困っている人はいないですか。声をかけて連れてきてください。あなたに話したことと同じ話をします」と伝えます。そして、次の相談時に仲間を連れてきた場合は、組合結成の具体的な話をします。ここから組合結成を決意するのは約半分。毎回うまくいくわけではないです

が、「自分たちが主人公で、自分たちで変える」それを何度も強調して話をしています。結成については、自作の冊子を使って説明しています。組合の意義、役割、価値、予算、何人まで拡大すれば結成できるのか、幹部体制、組合規約などが盛り込まれていきます。組合は憲法で保障されている、労働三権とは何か、などの根本から、単組の結成にあたって代表者(執行委員長)を決める、オープンショップ

形式にする、など具体的な話がありました。でも、地下活動になるので思うように仲間が増やせず何もできません。そうすると途中で断念し、職場を辞めてしまったケースもありました。そのような経験も踏まえ、「鉄は熱いうちに打て」ではないですが、早めに結成大会を開き、結成通知と要求書の提出、団体交渉を進めるようにしています。そうすると多々ある要求のうち、全部は通りませんが、一つか二つぐらいは違った形でも前進回答が出てきます。例えば、有給消化率や事業計画書の提出を求めると、使用者側はだいたい出してくれます。組合側からすれば、小さなことだけでも要求が通ったことになり、「要求したから通った、これが組合なんだ」「前進するんだ」と小さな成功体験を積み重ねていって、新組合員の気持ちやモチベーションを維持できるようにしていきます。



23年度に結成されたSYT労働組合結成大会の様子

鉄は熱いうちに打て  
先輩方によく言われた事のひとつに、「組合作りは、まずは水面下で30〜40人増やし

てから結成する」という教えがありました。でも、地下活動になるので思うように仲間が増やせず何もできません。そうすると途中で断念し、職場を辞めてしまったケースもありました。そのような経験も踏まえ、「鉄は熱いうちに打て」ではないですが、早めに結成大会を開き、結成通知と要求書の提出、団体交渉を進めるようにしています。そうすると多々ある要求のうち、全部は通りませんが、一つか二つぐらいは違った形でも前進回答が出てきます。例えば、有給消化率や事業計画書の提出を求めると、使用者側はだいたい出してくれます。組合側からすれば、小さなことだけでも要求が通ったことになり、「要求したから通った、これが組合なんだ」「前進するんだ」と小さな成功体験を積み重ねていって、新組合員の気持ちやモチベーションを維持できるようにしていきます。

続きは次号へ

## 24秋の仲間ふやし 交流集会開催案内

10月より始まる秋の組織拡大月間の成功に向けて意思統一と各組織で積み重ねられた実践の交流を行います。

**開催要項**

- ◇日時 2024年10月4日(金) 13:30~16:30
- ◇開催方法 完全オンライン
- ◇内容
  - \*基調報告
  - \*医労連共済の活用
  - \*特別報告(以下、予定)
  - ①転退職者の個人加盟労組への転入強化(本部)
  - \*ほか2本(具体的な実践報告)
  - \*全体交流会
- ◇対象者
  - ①各加盟組織の組織担当者
  - ②単組・支部の担当者

◇お問い合わせ  
日本医労連組織共闘局  
◇詳細は、日本医労連発第020号  
右QRよりお申し込みください



# 生活保護基準は、いのちのとりで

「いのちのとりで裁判全国アクション」は全国31の地域でたたかわれており、最高裁あての署名にも取り組んでいます。

いのちのとりで裁判の始まり

いのちのとりで裁判は2012年12月、自民党が生活保護費の10%削減を掲げて選挙に勝利したことが始まりです。国は、この自民党の総選挙公約に従い、2013年から3年かけて、生活保護の基準額を大幅に引き下げました。厚労省が発表した基準改定による削減総額は670億円にのぼり、史上初の規模になりました。「いのちのとりで裁判」とは、この引き下げに対し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法25条や生活保護法8条に違反する、と取り消しを求めて

提訴した裁判です。

引き下げ基準、根拠偽装

引き下げ幅の大半を占めたのが、厚労省が計算した「デフレ調整」と呼ばれる削減です。国は、生活保護基準部会による専門家の審議も経ず、独断でこの「デフレ調整」を採用しました。さらに「デフレ調整の根拠となる数字は、物価偽装とも言えるものでした。物価が急上昇した特異な年を起点にして、高額な家電製品（パソコンやテレビ）の価格下落を過大に評価しました。生活保護世帯のこれら製品の支出割合は、一般世帯の4分の1から3分の1にしか

裁判のながれ

生活保護基準引き下げ意見訴訟は、原告団は29都道府県で1022人が立ち上がっています。2024年6月末現在、これまでに28の地裁判決は原告側の17勝11敗です。2023年11月30日の名古屋高裁判決は、国家賠償を含め原告の訴えを全面的に認める勝訴判決でした。「健康で文化的な最低限度の生活」の基準設定には厚労大臣に広範な裁量権がある、と国は主張しています。原告は「必要性・相当性を欠く制度後退（引き下げ）は許され

生活保護のこれからを考える

生活保護行政の窓口では、依然として「申請を受け付けない」「申請しづらい」「水際作戦が横行しています。生活保護の当事者も、生活保護を利用していいことを「権利」と思えず、声が上がらない状況にあります。コロナ禍で生活に困窮する国民が増加する中で、生活保護の役割はますます重要で、国民が使いや生活保障の仕組みに改定することが求められます。

署名とシンポジウム案内

全国アクションでは、最高裁あての署名に取り組んでい

『生活保護基準引き下げの被害に対し人権の砦として司法の職責を果たす判決を求めます』

※署名はオンラインでも可能です。(ただし同じ人が、紙とオンラインの両方に署名しないように注意してください)



8月24日～25日、医療労働会館2階で「平和を願う台東・戦争展」(主催・平和を願う台東戦争展実行委員会)が開催されました。地域の人たちや子ども連れなど約150人が訪れ、写真を熱心に見ていました。

## 平和を願う写真展

### 多数来場

戦争の実装リアルに伝える「平和を願う台東・戦争展」で展示された写真は、村瀬守保さん(1909年～1988年)が、日中戦争中に中国大陸で撮った写真です。日本兵の人間的な日常の記録とともに、南京虐殺や「慰安所」など、侵略の事実も写し出されています。写真のほかにも、軍医として731部隊に関わった人たちの証言が、パネル展示されています。同会場では、戦争体験者の証言記録DVDを上

## 女性の要求実現へ明るく響く団結の声

全労連女性部の第35回定期大会が東京・全水道会館で開催され、24年度の運動方針が確立されました。



宣伝行動に参加した仲間

9月7日～8日、東京・全水道会館で全労連女性部第35回定期大会が開催されました。医労連女性協議会から14人の代議員が出席しました。開会あいさつで舟橋初恵女性部長は、男女賃金格差是正の法制度を求めていくことや、ジェンダー平等実現のため憲法まもる重要性などを強調しました。また女性労働者

の実態をアピールするため、ジュネーブで開かれる女性差別撤廃委員会(CEDAW)の日本審議に、寺園通江女性部事務局長を代表派遣することを発表しました。寺園事務局長からの24年度方針提案では、引き続き、人権が守られる社会を作ることを目指し、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求め、選

択的夫婦別姓制度導入に向けた政府への運動をすすめることが強調されました。そして、そのためにも「対話と学び合い」を通じて、仲間を増やしていくことが呼びかけられました。討論は全体で25本あり、全国から活発な運動報告がされました。日本医労連からは中央執行委員で女性協議会事務局長の齋藤由美子さんが、この間の取り組みを発言。「医療・介護にはたらくみんなの川柳」の最優秀作品を紹介すると、会場からは共感の声が

発言する齋藤さん



上がりました。

大会1日目終了後には、JR水道橋駅前で行った宣伝行動を行いました。参加者から職場の実態が訴えられました。議案は全て承認・採択され、新役員の紹介の後、高木りつ女性部長(新)の決意表明と、団結カンパニーで閉会しました。

## 第69回 はたらく女性の中央集会在岩手

- 全体会  
2024年11月16日(土)13:30～16:00  
岩手県公会堂大ホール
- 分科会  
2024年11月17日(日)10:00～12:30  
岩手県公会堂  
産業会館大ホール  
水産会館大会議室
- ★開催形式 リアル・Web併用
- ★申込み(10/28迄)  
日本医労連(女性協)  
josei@irouren.or.jp



### 〈プログラム概要〉

- 全体会  
記念講演  
「私たちが安心して暮らすために考えたい身近な政治」  
和田静香さん(ライター)
- 分科会  
①自分の生き方を切り拓くのは自分  
②ジェンダー視点から防災を考える  
③いのち・平和を映画監督と考える  
④女性の権利を国際基準に！  
見学分科会1 もりおか歴史散歩(※)  
見学分科会2 陸前高田に行く一東日本大震災津波と今(※)  
※見学分科会は定員があります。別途、往復はがきによる事前申し込みが必要です。  
◆参加協力費(会場参加・Web参加とも)  
1日1,000円・2日2,000円・学生無料  
【詳細】日本医労連第011号

# 不払い労働根絶 長時間労働の是正

# お疲れ様です！ 労働組合です！ 退勤時間調査にご協力下さい

日本医労連は、10月を全国一斉「不払い労働一掃・退勤時間調査」の集中取り組み月間としてしています。不払い労働・長時間労働の実態を明らかにし、時間外労働の改善と労働時間短縮の要求を前進させるため、すべての職場での取り組みをすすめてまいります。

## 10月は集中月間

退勤時間調査は、2024年秋「いのちまもるキャラバン行動」における職場内での取り組みとして位置づけられています。10月からスタートする「秋の組織拡大月間」の一環としても総対話型の取り組みから、組合員加入に結び付く行動です。調査日が決まったら、組合ニュースや朝ヒラで大々的に宣伝しましょう。

## 退勤時間調査は労働時間規制の土台

退勤時間調査に取り組んだ組織では、「時間外労働等の職場実態が把握できた」「職員に労働組合の姿が見える行動になり、労働組合の存在感が増した」「未加入者を含め対話が広がり、組合員拡大がすすんだ」などの成果や前進が生まれています。

## 残業代の未払い額 平均6万6404円

2023年秋の退勤時間調査結果では、調査を行った日に時間外労働をした人は全体の75.7%（1万3057人）でした。時間外労働の未払い賃金を試算すると、平均額は1人あたり月5万1080円。休憩時間未取得により発生した時間外労働分1万5324円を加味すると、ひと月6万6404円となり、1年間に換算すると約80万円もの未払い賃金が発生している実態があきらかにされました。

## 「働いた分は請求」の運動化を

申請しても払われない残業代の不払いは違法行為です。残業は使用者の責任ですが、申請しても不払いになるからと労働者自身が残業代請求を控えてしまえば、残業代を手に入れないだけでなく、深刻な人手不足の実態を覆い隠してしまうことに繋がってしまいます。「働いた分はしっかり請求」の運動化が必要です。不払い労働・長時間労働を是正し、医療・介護の職場から二度と過労死を出さないためにもすべての組織で退勤時間調査に取り組みましょう。

サービス残業なくそう

忘れず、面倒からず  
ちゃんと  
請求しましょう

厚生労働省は、時間外を含む労働時間の把握の責任を明確に使用者に課しています。労働者からみて、残業代を払わないのは当然、法律違反ですが、働いたのに残業代を請求しない（いわゆるサービス残業）のも、深刻な人手不足を助長する結果となり、労働者の健康にとっても、患者・利用者の安全やサービス提供にとっても良いことはありません。しっかりと残業代を請求しましょう。

始業前の残業代  
約8割が未請求

日本医労連が実施した「2023年秋・退勤時間調査」の結果によると、決められた始業時間より早く出勤し、情報収集や業務準備を行っている人が67.2%いました。そのうち「残業代を請求した」人はごくわずか、約8割が請求していません。

残業代の未払い総額  
ひと月当たり6万6404円

同じ「退勤時間調査」の結果から、1人当たりの残業代未払い額を試算してみると、なんとひと月に5万1080円。休憩時間未取得を加味すれば、6万6404円、年間で約80万円にもなります。

これらすべて業務です  
とても残念ですが、医療・介護現場の過労死、過労自死が後を絶ちません。労災認定を求めた過去の裁判では、下記の業務も時間外労働と認められています。明確な業務指示がなくても、業務上の必要性や緊急性があれば業務命令があったものとみなされます。（「黙示」の指示）

- 始業前の情報収集・機材のたため
- 業務上の「研究会」「委員会」「会議」
- 臨床指導者の実習記録の点検
- 看護計画・退院・転院・リハビリ
- 新人看護士への指導
- IT/ソフトウェア業務
- 自宅待機（シャドーフック）
- 看護研究

日本医労連

「残業代ちゃんと請求しよう」の宣伝チラシ（上）を作成していただきます。残業した分はしっかり請求するよう、学習・宣伝を広げましょう。

# 自動車共済で家計も見直し

## 医労連共済だよ

保険の負担増続きます。社会活動がコロナ前の状態に戻ってきたことで、自動車事故が増えているようです。ガソリン代も高くなり車の維持費も高くなり車を出したら、掛金が安くなるので出来ませんが、思い切って見積りを減らしませんか。自動車共済で家計の負担を減らませんか。見積りすれば安さ実感。自動車共済は団体割引があり掛金はとても安くなっています。まずは職場で説明会を行い、声をかけあって、お持ちの自動車に掛金見積りをしてみてください。自動車共済の見積りをすれば安さが実感できます。また、見積もりをされた方には記念品をプレゼントしています。加入された組合員からは「保険をかえるのはなかなか、出来そうが出来ませんが、思い切って見積りを減らしたら、掛金が安く、同じ等級で引き継ぎました」との声も届いています。

# 医療の眼

日本医労連は世界看護師連合に加盟し、世界各国の看護師中心の労働組合と対話を行っているが、そこで強く感じることは、「そもそも日本人は人権意識が低い傾向がある」ということである。理由として考えられることは、欧米諸国のような封建社会から市民革命が起った歴史を経験もなく、島国なので多種多様な人種が交流することも少なく、そして教育の違いが強く影響していると感じる。

# 労組は人権感覚をもっと研ぎ澄まそう

これは子どもの体の中から生まれてきたものではないように思います。大切なのは思考・体験・経験・知識のバランスなので、知識ばかり増えても、それが思考や経験につながらなければ、学ぶ意味がないと思います。みんなが正しく自己主張することとは、民主国家の基本だといふことだと思います。まさに日本と欧米諸国の違いの本質を指摘しており、結果、日本では社会に出てからも、与えられた課題をこなすことが仕事の中心となり、あらゆる場面で自己責任論を持ち出され、物言わぬ労働者にされてしまっていると感じる。

人種差別が怒りの根源  
この2〜3年、全米各地でストライキを決定して15〜20%の賃上げを勝ち取っている全米看護師連合の活動の原動力は、人種差別への怒りであり、またも医療を受けられない国民の人権を守ることだと聞いた。公的医療制度がほとんどない米国では、医療・福祉施設は私立中心であり、経営者の腹ひとつで賃金・労働条件が決まるため、人種差別が絡んだ昇格・昇給差別や、労働条件差別がまかり通っている。そのことに怒りをもって立ち上がった看護師中心の労働組合が、大幅賃上げや人員増を勝ち取る同時に医療制度の改善を訴えている。

では、日本には人権侵害がないのだろうか。社会保険予算を抑制し、国立やJCHO病院の積立金を強引返納させ、それを莫大に増やした防衛費予算に回している。国民の生活基盤を支える医療・福祉など社会保障を削減するなど、まさに国民生活を脅かす人権侵害ではないのか。

子育てしづらい環境を放置して少子化対策を怠り、競争教育を続け、家庭の収入によって教育格差を生じさせていることは、子どもに対する人権侵害ではないのか。年金制度の改悪に次ぐ改悪で、70歳まで働かないと生活できない環境を作り、高齢者の医療・介護負担まで引き上げる改悪は高齢者への人権侵害ではないのか。

他にも先進諸国の中でも異常に低い最低賃金、ジェンダーギャップ指数、報道の自由度ランキングなど数え上げたらきりのないほどの権利侵害や抑制、弾圧がはびこっているのではないのか。いまこそ人権感覚を研ぎ澄まし、労働組合の絶対的な権利をいかになく発揮させ、物言う集団、たたかう労働者集団を、「納得と共感」を広げながら強く、大きく訴えていくことが求められていると思う。

森田 進